

令和3年第3回大洗町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年9月9日（木曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
福祉課長	小林美弥	健康増進課長	佐藤邦夫
農林水産課長	有田和義	教育次長兼 学校教育課長	高柳成人

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。会議開催に当たり、申し上げます。

今定例議会は、コロナウイルスの感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、マスク着用にて出席をいたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるよう、お願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和3年第3回大洗町定例議会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番櫻井重明君、4番伊藤 豊君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） 本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

なお、報道関係からカメラでの撮影の申し出がありましたので、これを許可しております。

◎一般質問

○議長（小沼正男君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要綱は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

◇ 柴田 佑美子 君

○議長（小沼正男君） それでは、6番 柴田佑美子君。

〔スクリーンを使用したの質問〕

○6番（柴田佑美子君） 6番、公明党の柴田佑美子でございます。本日は、二つにわたる質問をさせていただきます。一つがケイラー支援体制づくりについて、そして、現在のワクチン接種の進捗について、今後の課題ということで二つ質問させていただきます。

まず一つ目、2000年、介護保険制度がスタートいたしました。介護を必要とする人は、安心して暮らしていくためのサービスを受けられるようになりました。その一方で、在宅介護をする家族、介護者は、先の見えない介護のなかで、心身の健康や社会的孤立、離職、虐待など、様々な困難に直面しています。また、近年では女性の晩婚化に伴い、若年層の介護者も増加していますが、介護者への社会的支援に向けた法整備がなされていない状況にあります。介護や看病、療育が必要な家族や近親者を無償でサポートする人をケアラーといいます。ケアの対象は高齢者に限らず、障害者や難病患者、病児、障害児、さらにアルコール依存症や引きこもりの方までと広範囲にわたります。サポートの内容は、身の回りの家事や力仕事、外出時の介助、付き添い、感情面のサポートなど、多岐にわたります。

ここで福祉課課長に質問させていただきたいと思います。

ケアラー、在宅で介護をしている人の町の現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） ただいまの柴田議員のご質問にお答えいたします。

大洗町に困難を抱えたケアラーがどれくらいいるのか、その現状を把握しているのかというご質問でございますけれども、現状といたしまして、そのケアラーといわれる方、なかなか先ほど議員もおっしゃいましたとおり、ひとくくりのグループ化するのが難しい方々ですので、その現状としては回答は、把握していないというのが現状です。

ただ、今回ご質問受けまして、ケアラーの数を把握するために何か指標となるものはないのかちょっと考えてみました。大洗町で支援を必要としている障害者や高齢者のうち、在宅で生活している方の世話をしている家族の中に、もしかするとケアラーと言われる方がいるかもしれないと考えまして調べたものが次のグラフになります。

まず、全ての障害者手帳の交付件数、これはお一人で複数の手帳をお持ちの方がいらっしゃいますので、人数ではありません。が、手帳をお持ちの方のうち、何らかの支援が必要な方というのが黄色の部分で175名いらっしゃいます。そのうち在宅で生活をしている方が、未成年者を含めて109人いらっしゃいます。次に、支援を必要としている高齢者のうち、在宅の生活者がどれくらいいるかということ、603人ですね、オレンジ色の部分です。603人おられます。この109人と603人を合わせて712人を世話する家族が、これが全てケアラーとしてカウントされるということではないということをご注意いただきたいと思います。この712人のなかには、既にデイサービスであるとか、就労支援であるとか、通所系のサービスを利用して、ご家族の負担が軽減されている方、あるいはお

一人で独居で頑張っている方、それから、福祉用具等のレンタルなどの目的で認定を受けただけで、そもそも自立した生活を送られている方などが含まれておりますので、この数字712＝ケアラーの数とはなりません。現在施行されている介護保険制度であるとか、障害・福祉、生活保護制度など、様々な制度を運用し、障害者や高齢者本人が適切な環境で生活できるよう支援をしております。この支援がご本人への支援が生活をする家族の心身的、経済的負担を軽くして、本人もご家族にとっても生きやすさをもたらしていることは、私ども日々の業務のなかで数多く目にしております。

一方で、障害者、高齢者のいない世帯、例えば働き盛りの親御さんが病気を患っているお宅、それから、日本語が不得手な親御さんの世帯のお子さんなど、家族のお手伝いっていわゆるものが重荷になって望むような生き方をあきらめているケースなども考えられます。

このようにケアラーというものは、小・中学生の子どもから60代、70代の高齢者まで、全ての年代に点在すると考えられておりますので、一朝一夕に実態を把握するということができないというのが現状です。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ありがとうございます。ただいま課長のほうから町の現状ということで、介護認定を受けた家族が、全てケアラーがいるわけではなく、独居で、あるいは老老世帯でも頑張っている方もいらっしゃる。デイサービス、いろいろなサービスを受けながら自立して生活が成り立っている家族もいるということで、現時点では明確な数字を町で把握することはされていないというご答弁だったかと思えます。

続きまして、学校教育課長に伺いたいと思います。

ヤングケアラーの——すいません。続きまして、若い世代のケアラーについて伺います。家族の世話や介護などに追われるヤングケアラーの存在が問題となっておりますが、どのような存在でしょうか。また、町では実態を把握しているのでしょうか。教育委員会の対応を伺いたいと思います。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

実際に介護が必要な家族の世話、あるいは家事を担い、それによって学校生活に影響が出ている子どもたちがおりまして、それらをヤングケアラーと呼ばれていることは認識をしているところでございます。

ヤングケアラーには法的な根拠や規定はありませんけども、国では18歳未満の子どもを指しているところでございます。

学校を休みがち、遅刻が多い、提出物を忘れるなど、学校生活に身が入っていないように見える子どものなかには、家庭のなかでケアの役割を担っていて、過度な負担を背負っている可能性がございます。子どもが家庭のなかでお手伝いなど役割を果たすことは、価値のあることでありますけども、その負担が過度になり、学校生活に支障が出るようであれば、子どもの将来に影響を及ぼし

かねないものと認識をしているところでございます。

実態調査につきましては、全国的に厚生労働省と文科省のほうで連携して、ヤングケアラーの実態に関する調査研究のほうを、全国の公立中学校1,000校のですね2年生、約10万人と公立高等学校350校の2年生、約6.8万人、こちらを対象にですね実施されまして、今年3月にその結果が取りまとめられたところでございます。その結果でございますけども、世話をしている家族がいることにつきましては、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%。そのうち世話をしている家族につきましては、兄弟が中学校2年生では61.8%、高校2年生で44.3%。親を世話をしているということでございますけども、中学校2年生で23.5%、高校2年生で29.6%。祖父母、こちら中学校2年生で14.7%、高校2年生で22.5%という結果が出てございます。またさらに、世話の頻度でございますけども、こちらについては、ほぼ毎日が3割から6割程度、また、世話に費やす時間、平日1日当たり世話に費やす時間は、3時間未満が一番多いところでございますけども、7時間以上も1割程度いるというような国の調査結果が出てござい。

これを受けまして、町の現状につきましては、各学校のほうにヒアリングを行った結果ですね、2名のお子さんが該当になると報告を受けております。学校におきましては、訪問調査等でのですね実態把握や健康観察等、きめ細かな対応をしているところでございますけども、これまでのですね学校を休みがちであったり、学業に身が入っていなかったりする子どもの実態や背景を把握すること、個々に応じた生徒指導を行うことに努めるよう、各学校には指導、支援をしているところでございます。

今後は、そうした子どものなかに家族において介護等の役割が過度になっている場合がないかという視点でですね、子どもたちの実態や状況を把握し、関係機関と連携して、きめ細かな対応をしてまいりたいと考えております。

なお、このように国の調査結果を受けまして、必要があればですね、それを参考にしながら町においての実態調査を行うことも視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ありがとうございます。ただいまの答弁のなかで、現在町では2名のお子さんがいらっしゃるというお話がありました。今後、国の調査の実態の内容に応じて町でも調査を進めていただきたいという考えをいただきましたので、是非詳しい調査を進めていただきたいと思っております。ただいまのお話のなかでケアラーのパーセンテージが答弁のなかでありましたけれども、中学2年生では17名に1人、そして高校2年生では24名に1人という数字だったかと思っております。

続きまして、ヤングケアラーの家庭環境に不安を抱える児童生徒が気軽に相談できる体制づくりが必要であると考えます。現在の学校での取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度の柴田議員のご質問にお答えをいたします。

各学校におきましては、学校生活、あるいは家庭生活全般にわたりまして、不安を抱えている児童生徒からのSOSのほうをですね早期にキャッチできるように、現在、毎月1回のアンケート調査

のほうを行っているところがございます。内容としましては、いじめに関することだったり、不安に思っていること、どんな些細なことでもですね、容易で気軽に相談できる体制づくりから、早期発見、早期対応、早期解決、こちら心がけながらですね各学校のほうで取り組んでいるところがございます。またさらに、定期的な二者面談であったり、三者面談等でのですね家庭状況の把握、さらには町教育センターでのすくすく電話相談、あるいは茨城子どもSNS相談、さらに24時間対応のこどもホットライン、こちらをですね相談窓口のほうを周知をいたしまして、適宜活用を促すとともにですね、場合によってはスクールカウンセラー等の支援等も活用ができるような体制を整えているところがございます。さらに学校におきましては、子どもの様子がおかしい時にはですね、声を掛けたり、逆に先生に相談しやすい雰囲気ですねつくったりとか、そういったことで子どもたち一人一人にですね寄り添った対応をしております、不安解消に日々努めていただいている、そういったところがございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ありがとうございます。町の対応としては、現在コロナ禍でもあり、本当に大変な状況で、いろいろな部分で我慢を強いられている子どもたちです。それに対して月1回のアンケート調査をされている。また、町の対応としても、早期発見、対応、そして解決につなげられるよう雰囲気づくりをしているという答弁だったかと思います。

ヤングケアラーの研究で第一人者であります濱島淑恵大阪歯科大学教授は、子どもがケアを担う問題点として、かけがえのない青春の実感を家族のために割かなければならない点で問題が多い。なぜなら、子ども本人が成長過程にあり、将来に向けた人間としての基礎を養うべき重要な時間だからだ。そのような時に学校に通えず、勉強ができない。社会生活に欠かせない友人関係を築けない。また、重いケアで自分自身の健康を損なうような問題があると、多くのチャンスを失うことは明らかだ。ケアそのものの物理的大変さはもちろんだが、失う時間の中身が子どもの場合、大人以上に大きい点は見逃せないといわれています。ケアを担う子ども自身が助けを求めて相談するということはないでしょう。なぜなら、大切な家族を助けることは当たり前だからです。その行動には、全ての子どもたちがヤングケアラーについて理解を深める機会があることだと思います。また、自分の過程が経済的に困窮しても、自分の希望を切り開くことができる社会保障制度の周知をするなど、ケアラーに対するフォローは欠かせない取り組みだと思います。経済苦の連鎖をさせない、未来にわたる人材育成という観点からも、大切な取り組みだと思います。このことは、昨日の坂本議員の質問に対しての國井町長の答弁でもありました。生きる力を育むことが大事。どんなことが起きても乗り越えられる力を育むこと、これが教育であるというご答弁をいただいたかと思います。

先進的な取り組みとして、ケアラー支援のための条例制定をしている自治体があります。全国で3カ所あります。埼玉は県で条例を制定しています。そして北海道の栗山町、三重県の名張市の3自治体です。ここで、同じ自治体の大きさぐらいの栗山町の条例の内容を少しだけ紹介させていただきます。

第8条では、ケアラー支援推進計画の策定が記されております。具体的には、ケアラー支援に関

する包括的な情報提供および相談体制、支援体制。ケアラーの交流および集いの場の設置。ケアラー支援を担う人材の育成。ケアラーの支援の必制性や知識を深める広報および啓発活動としています。これは一部でありますけれども。在宅で介護に当たるケアラーの支援に関して、施策の総合的な推進を図るケアラー支援推進計画の策定が必要ではないでしょうか。国や県に対しても、このようなケアラー支援に対する早急な体制づくりが望まれますが、本町の取り組みについて見解を伺いたいと思います。

次、ワクチン接種の質問に入りますけれども、一括で答弁を町長のほうにいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 柴田議員からは、常に弱者に寄り添うような、そういうご提言をいただいておりますこと、本当にありがとうございます。

大変恥ずかしい限りですが、議員から通告いただくまで、このケアラーという言葉、私自身が勉強しておりませんで、非常に恥ずべきことだと思っております。

結論から申し上げますと、このケアラーといわれる方を大別しなければなりません。某かの形で皆さん、一人で生活している以外の方は、何らかの形でこの家族に対して、例えば今日は家事やりますとか、ちょっとお母さんを車で連れてどこかへ行くかとかということ、誰もがやられていることですが、このなかで議員が言われていることは、このケアラーになるというかケアラーとして、この家族の介護であったりとか、様々な家事であったりとか、そういうことを過重に強いられるという、それからもう一つは、この過重に強いられることによって負担感が非常に増えて、本来自分が目指すべき例えば目標であるとか、夢を追うとか、さらには日々の生活に支障を来していると、これは若年層であっても、ヤングケアラーもケアラーも同じでありまして、こういう方々にどうやって救いの手を伸べるかと。要は救いの手を出すかと。要はその方々が、簡単にいえば発信できるような、救いを求めるような環境づくりというのをまずしていかなければならないと思っております。ですから、今現状申し上げましたように、次から次へと新しいこういう概念が出てきて、行政が追いつかないのが現状でありますけれども、一方で体系化はしておりませんが、制度化とか体系化はしておりませんが、実務上で案外このケアラーに対して、いろんな意味で例えば介護保険制度があったりとか、様々な障害者福祉制度があったりとか、生活保護制度があったりとかで、公的な支援制度というのはできておりますけれども、私が今、議員とのこのやり取りのなかで感じることは、やはりこの制度から外れた方々、よくお話を聞きますけど、非常に過重でとてもやりきれないといっても、なかなかこの制度に乗れない方々をどうするかということもまずは考えていかなければならないと思っております。ですから、今、条例の制定、栗山町、非常に懐かしい限りで、勝村副議長なんかとも皆さん、和田議員なんか、坂本議員とかみんな一緒に、今村議員とか一緒にうかがいましたけど、これは先進的なところですけど、一つ問題なのは、理念的に掲げるということは極めて大事で、これを発信して、すなわち町民の皆さん方の理解とケアラーに対する寛容の心とか、みんなが助け合う地域共生社会というのを理念として掲げることはいいん

ですが、責務が書いてあって、この条例を作ることで、これやらなきゃなってくるということで、例えば今申し上げましたように、様々な公的ないわゆる社会保障制度からなかなかそこに合致しない方々を、今度は予算付けをしたりして救っていかなければならない、現実にそこに対応していかなくちゃならないという、今度新たな課題がわき起こってきますので、じゃあどこまで救えるんだろうかと。それから、一番これは重要なことで、ここがなかなか線引き難しい。先ほど高柳次長からもヤングケアラーについて、これケアラーも同じですけど、法的な定義があるわけでも今のところありませんので、我々が外形的に見てこの人はケアラーで過重なこと強いられているなどと思っても、もしかしたらご本人が望んで、最後ぐらいは親を面倒みたいと、それは柴田議員も私も多分いろんなところで、柴田議員も聞かれていると思いますし、私も聞いていますし、最後、仕事を辞めて、家族介護にいて、最後、父親、母親を看取りたいという方もいらっしゃるし、すすんでそういうことを過重だと思っても、これはもう今の現状、先ほどのお話のなかにありますように、親を面倒みたり、家族をいろいろと手助けするのは、これ当たり前の話じゃないかっていうなかでやられている方々がいるので、何度も申し上げるようですけど、自らがこの救いの手を伸べてきた方々、この方々にどうやって救いの手というか、救ってくださいというか、助けを求めてきた方々に我々がしっかり救いの手を差し伸べるということ、それから、そういうこの助けてください、いわゆる救済を求めてくるような環境づくり、求めやすい環境づくり、それから、これは小林課長からも申し上げましたけれども、なかなかこの制度があって、その制度を活用できていない方もいらっしゃいますので、この制度をしっかりとPRしていくということが私はまずは我々が与えられた責務かなど。その上で、まず今申し上げましたように、現状結構進んでいるところもありますので、その現状と突き合わせて、この町で一体何ができるのかということを考えながら、それでいて条例制定ということを考えたり、また、いろんな計画づくりをしていったほうが、私はもう何か手探りで今のところで、正直大変恥ずべき話ですが、私自身も認識ありませんでしたし、また、町としても、じゃあこのケアラーについてどうしようという議論さえありませんでしたから、今、拙速に条例を作ると、なかなかそれが有名無実化してしまうという、逆にいえばケアラーの皆さん方で、苦しんでいるケアラーの皆さん方に非常に失礼な帰結を生み出すこと、また、そういう方々の期待を裏切る結果となってしまいますので、そうならないような私は対応をしていきたいと。もう少しお時間いただいて、これについてももう少し熟知をしていく。一番先に名乗りあげてPRするというのは大事かもわかりませんが、こういう困った方々、痛みを寄り添うということは、それよりはもう実務上、実態上、しっかりとその方々に実効性ある施策を打てるということが私は大事だと思っておりますので、そういう対応をしていければというふうに思っております。

それから、ヤングケアラーについてなんですが、これは本当に議員言われるように、非常に大きな問題だと思っております。幾つか問題があって、これはなかなか外から見てわからない。例えば学校の先生が家庭訪問をしても、そこで見つけにくいというような実態が報告をされているそうでありまして。むしろ一人一人聞いて、個別にどうなんだということを聞いて初めてわかったりすることがありますので、この実態調査については、今もやっておりますけども、もっと緻密に、少し

一人一人の状態を把握、状態というか実情を把握する形で、しっかりとその合うような形でいろんな方面から調査を、角度から調査をしていきたいというふうに思っております。

ここであと問題なのは、子どもたちが洗脳という言葉が適切かどうか分かりませんが、こうやって介護をしたり、家事のお手伝いしたりすることが、学校へ行くよりも大事なことだと思ってしまう子どももいるという、なかにはそういう子どももいると。もうこのことが重要で学校行かなくてもいいんだと。これは、その家庭の問題だけでは捉えて捨てることはできませんので、すなわち何が重要か。先ほど議員からご指摘ありますように、せつかくの青春時代を潰してしまう。それから、今、本来ならば学問にいそしむべき、さらには受験であれば受験対策をしなければならぬ、こんなのをすなわちできない環境以前の問題として、自らが今そこよりもこっちが大事なんだと思ってしまう子どももいるらしいというような、そういう報告もありますので、この辺のところもどうやって教えていくのか。それから、これ、全部が全部否定されない。先ほど家族間の問題も申し上げましたけど、さっき何かここに出てて、家族を無償で支援するって出てて、あれはどうやら、皆さんどうですか、私なんか若干古い人間ですから違和感があって、家族等の無償支援と、家族から有償じゃあ逆にやるのかという、逆説的に見たら、非常にこれ、言葉一つ間違えたり、解釈一つ間違えると、何かぎくしゃくした社会、もう一人一人が、もう個人個人の主張があつて、個人個人が商売じゃありませんけども何か自営業者みたいで、お父さんの肩たたいたら幾らじゃないですが、もう何やるにしても幾ら幾らと料金を決めてやるような社会、そして、もしお金を取らないならば、それはもう貸し借りの世界みたいになってしまって、非常に家族の価値観であるとか、地域社会の価値観であるとか、そういうものを何か全部ひっくり返してしまうような感じがしますので、冒頭申し上げたように、この認定そのものが私は非常に難しいんじゃないかと。

今申し上げましたように、ちょっと話逸れましたが、ヤングケアラーについては非常に由々しき問題だとは思っておりますから、私ども緻密に手を差し伸べられるような環境をつくっていきたくと。ましてや2人もう現状報告されていますので、どう対応できるか。もしかしたら、それは常に世の中動いておりますから、今はそういう状態でなくても来年そういう状態になるかもわからない。1カ月前そういう状態になるかもわかりませんので、常にアンテナを張り巡らして、そして、これもケアラーで過酷ないろいろな環境にある方々と同様に、より、それ以上に発信をしやすいような、救いの手を求めやすいような環境をしっかりと整備するということが大事だと思っておりますので、そういう対応をしていきたいと思っております。ただし、ここは非常にヤングケアラーの場合難しいところで、これは誰もが経験していることだと思いますが、家の中の掃除をするとか、役割分担でやるとか、そういうことのしつけだとかそういうこと等の裏腹な部分もありますから、私はよくつくばなどで食事をする際に、筑波大の医学部の方々がみんなアルバイトやられてて、私は外側から見た時に、もう医学部っていうのは朝から晩までもう勉強しなきゃならない。特に5年生、6年生になると、非常にいろんな研修やったりなんだり、非常に過酷なその、すなわち研修体制とか、勉強時間を強いられるところがありますので、そういうなかでアルバイトしてて本当に大丈夫なのかと。でも、高額なもう1冊何十万もするような本を買ったりとか、研修するのにお金掛かるんで、や

らなきゃなんないと。でも、その方々に聞いて、私は今こういうことしないで、むしろしっかり勉強したほうがいいんじゃないのって話をしますと、私から見たらその過酷な何かケアラーみたいには見えるんですが、でもその方々からするならば、これはもうやっぱり自分のこれから将来にわたって非常に今こうやってるけども役に立つ話だし、非常に楽しいと、そんなこともありますので、こちら側が決めるのではなくて、やはり何度も申し上げるように、自分自身がまずはどういう環境にあるのか、そしてその環境のなかで救いを求めてきた時には、しっかりと社会全体で支えると、こんな考え方でいきたいと。ただし、先ほど申しあげましたように、ヤングケアラーに関しては、もうそんなことが大事で、学校なんてどうでもいいよとってしまっているような子どもさんがいるということにも焦点を当てて、しっかりと対応していきたいと思っておりますので、どうぞまたいろいろの意味で、地域に根差した活動をされておりますから、いろんな個別対応のお声を聞いてらっしゃると思いますので、是非それは逐一上げていただければ、しっかり私どももそういう方々の思いに寄り添って対応していきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ありがとうございます。町長からは、発信しやすい、そういう環境をつくっていくことが大事。そして、助けを求めてきた方にしては、しっかり対応をしていくということで力強いご答弁をいただきましたので、是非すすめていただきたいと思っております。

続きまして、ワクチン接種の進捗状況ということで質問させていただきます。

長引くコロナ禍の一方、集団免疫につながるワクチン接種が進み、新型コロナウイルス感染症収束への期待も高まりつつあります。そして、政府は本日、11月には接種者に対して行動制限の緩和ということが、今朝のニュースで打ち出されておりました。ウイルス免疫学の専門家として、米国国立研究機関で研究に携わる峰宗太郎医師の正しく恐れるための極意を紹介する記事を目にしました。変異ウイルスの悪影響を心配する声もあるが、感染症予防策の実施が社会活動の正常化の鍵であることは一切変わらない。手洗いや消毒、マスク着用、3密の回避は、これまでと同様に十分な感染予防の効果がある。そして、速やかなワクチン接種だ。ワクチンが効かなくなる変異は起こっておらず、身を守るためにも、是非打っていただきたいといわれています。

本町のワクチン接種は、5月に予約が開始されました。接種券の配付、年齢を区切った予約受付、予約受付のサポート体制、そして窓口の親切な対応。当初、予約の電話がつながりにくいとの声もありましたが、その後のきめ細かな対応により、住民の方からの感謝の声を多数伺っております。いまだかつてない取り組みに対し、プロジェクトチームの取り組みと団結力に敬意を表したいと思います。

ここで、現在の年齢別接種状況について、担当課長にお伺いいたします。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） それでは、柴田議員のご質問にお答えをいたします。

今、議員のほうからもありましたように、大洗町におきましては、今年の5月から、まず高齢者施設、こちらの接種を皮切りに、その後、一般向けの医療機関、または個別での接種という形で接

種のほうを進めているところでございます。

全体の接種計画の見通し、ここだけではなくて、やはり大洗町の場合に人口に比して集団、個別接種のバランスが、ほどよく分けられたこと、また、随時無線放送でありますとか、また、ホームページ等で周知のほうを図ってきたということが現在の接種のほうにつながっているのかなというふうに考えております。

今、スクリーンのほうに数字のほうが出ているんですけども、こちら8月27日現在ということで、ちょっと直近の集計が間に合わなかったところもございまして、常任委員会の際には、また新たな数字のほうをお示しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

総数で今出ておりますように、1回目、2回目、接種を終わられた方、こういう形で今、数字のほうがまとまっているところでございます。

また、接種に当たりましてですけれども、先ほど議員からも対応のほうのお話がありました。こちらにつきましても、これだけの大きな事業ですので、健康増進課だけで務まるものではないということで、こちらも町を挙げてという形で、あらかじめ各課のほうに協力のほうをお願いをさせていただきまして、職員の協力という形で幅広く対応をさせていただいているところでございます。

またあわせて、社会福祉協議会でありますとか、また、町の保健事業でお手伝いのほうをご協力いただいております看護職の方にもあらかじめお声掛けをさせていただきまして、配置をさせていただいて、事前からやはりどうしても予診の部分で、接種前に滞りが心配されるということもございましたので、そういったところを手厚く職員のほうを配置をさせていただいて、できるだけ丁寧な個人個人、やはり接種に当たってかなり心配というか疑問点をお持ちの方も多くおられますので、聴き取りを行いさせていただいて、接種の時点では、もうスムーズに接種のほうをしていただくような形で今対応をしているところでございます。

またあわせて、毎回、協力をいただいた職員さん、解散前に一度集まらせていただきまして、各セッションごとにどういったところの課題があったかというところの確認を取らせていただいております。その結果を、もうすぐ次回の集団接種のなかで改善をしていくというような形で対応をしているところでございます。ですので、基本的なレイアウトが、どうしても毎回修正が入ってしまうということで、ちょっと職員様にはそこをいろいろご不便をおかけしているところはあるのかなと思うんですけども、より住民の方の接種のしやすい環境ということで、動線の見直しなども含めて随時そこを見直しをさせていただきながら今、接種のほうを進めているところでございます。

ワクチン接種の関係で、今、第5波ということで全国的にかなり深刻な感染状況にあるというところでございます。また、首都圏はじめ各地の緊急事態宣言が今月末まで延長されるというふうに今検討なされているというふうな情報も伺っております。そういったなかで、デルタ株も含めて、やはりワクチン接種が変異株に対しても有効であるというようなことがだんだんわかってきているところもございまして、町としましては、引き続き接種のほうを継続をさせていただきまして、できるだけ早い時期の必要な方に行き渡るような形での接種、こちらを継続をしていきたいと考え

ております。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ご答弁ありがとうございます。今、表のほうをご覧いただきたいと思うんですけども、75歳以上の方は、もう2回接種が90.3%終わって、ずっと年齢的に高い水準でいっております。50～59歳が2回接種が65%、40歳～49歳が40.2%、これ前回、全協で資料いただいたものでは、予約の数も含めて相当高い水準になっております。これ、接種率だけちょっと表わしているんですけど、27日の予約まで入れた水準では、全体で2回接種が80.3%までいってますので、相当県内平均よりも上回った水準で取り組んでいただいていることがわかります。当初、13日の時点でいただいた資料では、やはり全国的、特に都会のほうではなかなか接種会場が足りなくて若い方が打てないという報道が毎日のようにされておりますけれども、若干少なかったんですね、13日の時点で。今後、若い方への接種をどのように進めていくのかということでは、思っていたんですけども、本当にその時に地域の方との対話のなかで、やっぱり息子がまだ打ってないですとか、若い方が本当に消極的だと、接種に。何だかんだ情報が広がっているんで、本当に困るっていう声を多数伺っております。今、新規感染者の約7割が30代以下が占めており、若い人から同居家族への家庭内感染が増えていると指摘されています。町内のワクチン接種のこの進捗が、もう高いことには本当に町民の方には意識の高いことには感謝いたします。ただ、接種を希望している方が、まだ予約に至っていないケースがあることにも気付かされました。先日、こんなお話を伺いました。50代の男性の方なんですが、自分の周りではワクチン接種した人がいない。周りっていうのは職場だったと思います。予約が自分の希望の日には入れられないんだってっていうふうに聞かれました。仕事休める日が決まっているので、それじゃあ打ちに行けないよねっていうふうにも言われました。そう言いつつ、本当に感染へのリスクを大変恐れているような言動でした。私はその言葉を聞いて驚きました。接種券が届いていても開封すらされずに、中を確認すれば予約が全部取り方が丁寧に記載されているんですけども、その方50代の方ですから、スマートフォンも使ってらっしゃるというお話でした。その時に予約の取り方を本当によく説明させていただいて、早急に予約をすることをお話させていただきました。そして、自分の予約した体験、接種した体験を職場で是非話してくださいっていうことでお願いしたんですね、その時に。やはりその自分の周りで情報が無かったり、打ったよって、早く打ったほうがいいよとか、その打つということは本人が納得をして打ったほうがいいっていうことで打たれるので、強制ではないんですけども、やはり正しい情報を知る。その情報すら周りに無い人がいたっていうことに、ちょっと私自身驚いたんですけど、そういう方もいたということです。そしてまた、現在、未接種の方への早期予約を呼びかける内容の放送が町ではされていたかと思います。希望する人が予約をする行動へと誘導できる情報発信だと感じました。今後も積極的な情報発信を是非お願いしたいと思います。今朝、私のうちに町報、新しい町報が届きましたけれども、それにも一面がワクチンの絵になってましたので、しっかり情報が皆さんに均等に知れ渡るような取り組みを是非是非お願いしたいと思います。

この情報あれですかね。東京感染症対策センターが今年7月16日・17日に行った都内の居住者に

対するアンケート調査なんですけれども、コロナワクチンをおそらく打たない、接種しないという回答のした人の割合が、20代男女では19.0%、18.8%と。30代男女では16.7と19.1に上ったということで、50代に比べると否定的な傾向が表れたということでした。接種しない理由については、「副反応が怖い」「ワクチンの効果に疑問がある」「感染しても自分は重症化しないと思う」「接種のために外出するのが面倒」「時間が取れない」という回答が多かったようです。接種できない、そして、続いて質問というか要望なんですけれども、接種できない方への配慮についての要望です。

現在、ワクチン接種が進むなか、地域歩きますと「ワクチン接種済みでした？」って、このように挨拶が交わされます。感染の恐怖と早期感染拡大の収束を願う皆さんの表れだと思います。このようななか、医学的な理由でワクチンを受けない人などは、日々の生活で細心の注意を払い、大変神経を遣われて過ごされています。そういう方がいらっしゃるの、やはり健康な方はワクチン接種をしましょうという流れだと思います。自分が感染するだけでなく、重症化するリスクの方々を守るための接種だと思います。「ワクチンもう打った？」の質問に接種できない方が差別を受けない配慮をする発信を、是非お願いしたいと感じております。国では、全ての希望する人へのワクチンの2回接種を11月完了を目指しております。本町においても無事故の接種を完了できるよう願ってやみません。正確な情報発信、そして接種への意識を誘導する発信、また、接種できない方への配慮する周知を要望したいと思います。何か取り組みを是非お願いしたいと思うんですが、宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） それでは、柴田議員の再度のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、先ほど特に若い年代への接種の今後の進め方ということでお話があったかと思うんですけれども、こちらやはり全国的に見ましても、特に若い年代の方の理解が低いということを理由ということで、そういったところの年代層への接種が課題というふうに大分テレビなどでも報じられているところがございます。大洗町としましては、そういった年代への周知を徹底するという観点から、広報紙ですとか無線広報、また、ホームページの上に厚生労働省へのリンクを貼るなどしまして、わかりやすい説明に努めているところがございます。

また、リンク以外に町としての概要版を作る、そういったことも含めまして、今後、動向を見ながら協議をしていきたいと考えておるところでございます。

また、9月1日には17歳から39歳までの若い年代層の方を対象にしまして、個別通知を1,120通発送をしております。この際、外国人の方には英語版の通知を出しているところがございます。こういった通知が直接お手元に届くということで、接種を我がことということで捉えていただく、そういうことを期待しておるところでございます。

このような若年層向けの周知方法にも考慮しながら、より効果が上がるような対応を進めているところでございます。

また、ワクチンを接種しない、接種できない方への対応というところがございます。こちら、や

は健康上の理由、また、アレルギーなどをお持ちということで、そういった理由でワクチン接種を希望されない方がいらっしゃる、こういうことも事実でございます。また、ワクチンを打つこと、打たないことにつきましては、これは強制ではなく、あくまでも個人がそれぞれに判断すべきことでありますので、理由があって接種ができない方を含めまして、接種を受けていない人たちに対して差別につながるような制限でありますとか制約が課せられるということは、あってはならないことであると考えているところでございます。国のほうでも法務省で新型コロナウイルス感染症対策分科会の会長の尾身 茂氏を表紙にしました『不安を差別につなげちゃいけない』というパンフレットを作成、配布をしておるところでございます。ちょっと今日、スクリーンのほうにはご用意ができなかったんですけども、こういったパンフレットになってございます。

また、茨城県でも令和2年10月に茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防、また、まん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例を制定をしているところでございます。本町としましても、ワクチン接種をしたかしないかで差別が生じるようなことがないように、国・県とも連携をしまして周知を図ってまいります。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小沼正男君） ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は10時30分といたします。宜しく願いいたします。

（午前10時22分）

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

◇ 菊 地 昇 悦 君

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地です。今、柴田議員のほうからもコロナの感染問題について質問がありましたが、私からも同様のことで質問いたします。

まず、8月に入ってですね、コロナ感染が急拡大したということで、今はそれがどんどん減ってきているということで、少し安心感はあるのかなと思いますが、ところが重症者は相変わらずだということでもあります。8月の初めに菅首相はですね、重症者と重症者リスクの高いもの以外は、基本的に、原則的に自宅療養と、こういう方針を打ち出したわけでもあります。したがって、それによって医療が受けられずに自宅で亡くなるというような痛ましい事態が相次いでいることがニュースにもなっています。そして、政府の分科会のメンバーからは、秋・冬がコロナ感染が拡大する時期だと、そういう季節なんだということで、一層警戒を求められているということが指摘されてい

るわけでありますが、このような状況を踏まえて町民の心配事に町はどう応えていくのかということとで取り組みを求めて質問をいたします。

まず、基本的なことなんですが、飲食店関係の事業者の方々へコロナ対策として時短要請など継続することが要請されていますね。特別なほど要請されていると。これはどういうことから、こういう要請が繰り返されているのかまず伺います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） それでは、菊地議員のご質問にお答えをいたします。

飲食店への時間短縮の要請等ということでございますけれども、基本的な部分で感染症、こちらが拡大をする要因としまして、やはりマスクを外す場面が問題視というか危険視をされているところでございます。加えて、やはり感染を抑えるためには人流の抑制というところが必要になってくるというところで、そういったところで特にやはり会食のリスクが高いというところから、飲食店を中心に時間短縮、営業の時間短縮というところの要請が出ている、そういったところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今、マスクを外して話し合ってしまうと。あと、人流の抑制というようなことを言われましたが、まず飲食店に来る方々は、基本的に元気な人だと。感染者が来るわけないんですよ。ところが、そういう方々のなかに、実際には陽性なだけでも無症状の方が含まれているという可能性が大きいということで、そういう方が大声出して会話をすることが非常に危険だということも指摘されていますよね。ですから、そういう無症状者をどのように早く発見するのかということが非常にこのコロナ対策では重要なポイントだというふうに言われておりますが、それはどうやって計るかという検査しかないんですよ。検査が重要な対策の一つだということ、これは共通して認識していただけるでしょうか。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

今、検査、PCR検査を中心とした検査になろうかと思うんですけれども、こちらにつきましては議員からもありましたように、感染拡大の早い段階で感染者を把握をしまして、非感染者から離して療養をさせること、また、クラスターの発生時などの場面で用いることは非常に有効であるというふうに考えております。現に茨城県でも4月の下旬から5月の中旬にかけて本町で感染が急拡大をした際にも、大洗町の住民を対象としました集中検査が行われているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 検査が重要だということではありますが、ところで、その大洗町でコロナの感染対策を進める部署、これはどういう仕組みになっているのかちょっと説明してください。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

コロナというところではありますけども、感染症一部分ということですので、基本的には健康増進課のほうが対応をとっていくという形になっております。ただ、新型インフルエンザ以降ですね、こういった大規模な流行が想定をされる場合に、対策本部のほうを立ち上げて対応をするというように形になってございます。大洗町につきましても、新型コロナウイルス対策本部のほうを立ち上げてまして、そこで随時、特に県のほうの対応ステージが変わる、そういった時など、また、感染者、町内で複数の感染者が発生をした、そういった場面など、場面ごとに会議のほうを開きまして町の対応をとっているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 対策本部を立ち上げるということではありますが、その対策本部がこれまでね、8月は先ほど言いましたように爆発的な感染で全国で広まって、大洗も増えてきたと。そういう時期も含めて、どのような対策会議を開かれたのか、その点伺います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

対策本部会議の検討内容ということでございますけれども、基本的にこちら、庁内の各部署で、こういった感染に備えてとるべき対応というところを、行動計画という形でまとめておりまして、フェーズごとの段階に応じた対応をとっているところでございます。

現時点では、県のほうで独自の茨城コロナNextという形でのステージのほうを設けておりまして、ここのステージごとの対応という形で大きなところの方向性が決まるというところでございますけれども、それを受けまして町としましては、例えばですけれども町内の施設の開館・閉館の検討でありますとか、また、学校関係ですね、こういったところの対応など、その場で協議をして検討しているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 聞き忘れましたが、その対策会議のメンバーですね、メンバー。これはどういう構成になっているんですか。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） ご質問にお答えをいたします。

町長を対策本部の本部長としまして会議を構成しているところでございます。各課のセクションごとに部長というような形で対策本部を構成しているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 庁内横断的にそれぞれ課が集まって、その全体を把握しながら、それぞれがね自分の部署だけじゃなくて全体の部署がわかるように、関わっていますからね、みんなね、そういう仕組みで取り組んでいるということによろしいんですか。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） ご質問にお答えをいたします。

議員から今お話があったとおり、まさにそのとおりでございまして、なかなか自分の担当課以外

のことに关しまして、そこは共通認識をもって事に当たっていくと、そういった形での組織になってございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そういうことだそうですが、いろいろと伺うとね、一体どうなっているのかなというふうに思う場面もありましたのでね、改めて伺ったんです。

そこでですね、今この8月の急速な感染拡大を受けて、保育園の休園が急増しているということがニュースによく流れてきました。職員1人の感染者が出て、1週間ほど休園になったというようなことが、そういうこともニュースにありました。休園する場合ですね、それはどの部署で判断するのかと。その判断基準、休園の判断基準というのは、あるのかどうか、これらについて伺います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） ご質問にお答えをいたします。

今の保育園というお話でしたので、保育園というところになりますと所管課はこども課ということになってくるかと思えます。ただ、全体的な方向性、こちら保育園だけでなく、当然学校教育課との兼ね合いなどもございますので、そういったなかで町としての対応をどのように図るかというところは、まず大きなところでは対策本部のなかでの検討ということになってございます。

また、保育園さんにつきましては、公立保育園ばかりでなく民間の保育園さんもございますので、そこは各園長先生との協議等もございますので、そこはこども課のほうで集約して対応していただいて、それを本部のほうに上げていただいて決定をしていくと、そういった流れになってございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 保育園でそういう陽性者が現れた場合は、もともとはですよ、もともとは保健所が濃厚接触者を特定するというで休園するかどうかという判断が保健所に任されているという、そういう状況ですね。今の説明だと、町のなかで、そういう保健所の働きもあるんだけど、町独自でそれを行うという、そういう方向なんだということで理解していいんですか。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） ご質問にお答えをいたします。

町としての考え方というところは、そこで決定をしていくということでございますけれども、まず感染がそこで出たということであれば、当然、消毒でありますとか、その後の濃厚接触者の追跡という形が必要になってくるかと思えます。こちらにつきましては、保健所様の業務の範疇ということになってございますので、そうなった場合には保健所と十分協議をしながら町として方向性を、対応を決めていく、そういう形になってございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それでですね、保育園を休園するという場合ですね、明日から休園ですよと言われて一番困るのは、子どももそうでしょうけども保護者ですよ。保護者。とりわけ、ひとり親世帯にとっては大変です、経済的にも。暮らしが困難な状況に追い込まれてしまうと。特に非

正規で働く方なんかは、そういう状況に追い込まれてしまうということですが、町の総合対策本部ではどういうことを考えているんですか。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） ご質問にお答えをいたします。

まず、例えば一つの園の中で感染が発生をした、そういう確認をされたという場合に、まずそれが消毒を必要とするようなエリアがクラス単位なのか、また、園全域なのかと、そういった形でのところのまた判断もあろうかとは思いますが、基本的には、やはり安全ということを考えて場合に、一時的な休園ということも考えないといけないのかなというふうに考えておるところでございます。そうなった場合に、今、保育園の場合に保護者の方が、やはり保育の必要性があってお子様をお預けをしているというところであろうかと思っておりますので、町内の複数あります保育園のなかで、その受け入れ等が可能なかどうかというところも、これは協議の必要があろうかと思っておりますので、そういったところにつきましても、本部会議、また、園同士のお話し合いというところが主になってくるのかなとは思いますが、そういったなかで方向性を決めていかなければならないと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 1人が発生すれば、ほかの子どもとか保育士さんにも感染している可能性があるということでもあります。そういうことを考えた時に、まず第一にとらなきゃいけないのは、そのことを確認しなきゃいけないですね。冒頭、検査が重要だというふうになって、そういうお答えでした。こういう検査体制というのは準備されているんでしょうか。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） ご質問にお答えをいたします。

町では常備PCR検査を、例えばキットを置いて検査をしているとか、また、検査機関のほうに委託をして、そういう受け入れが可能な体制をとっているかという、今のところそういったところはございません。現時点では、保健所の発生の確認ができたものを保健所様のほうで確認後に検査を行っている、そういう状況でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そうですよ、保健所で検査する。ただ、それ陽性者が出た場合なんだけども、保育士さんはやっぱり定期的に検査しておく必要があるんじゃないかと。町でやはり抗原検査、少なくとも抗原検査のキットを活用してですね、定期的な検査を行っていくということが、町側の姿勢としては大事ではないかと、その辺はね対策本部でどういう話をされているのかわかりませんが、総合的に多方面から意見が出るわけですから、その辺は考えていってほしいなというふうに思いますが、もう一つは、国はですね、保護者が働く間、子どもが1人で留守番できない、そういう状況が出てくるので、原則保育園は休園しないよということも求められていると思うんですね。これについては町ではどういうふうにお考えなのか伺います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 再度のご質問にお答えをいたします。

保育園、また、保育園だけでなく学童保育などにも関係をしていくところかなと思うんですけども、やはり保育の必要性があってお子さんをお預けをしている、そういったところも踏まえますと、可能な限りはやはりお預かりをする体制を維持していかなければならないと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そこですすね、どうしても休園しなきゃいけないという事態も出てくるかもしれませんね、保健所の指導なんかでね。その時に、一体どうするのかということも想定しておく必要があると思うんですよ。1人で留守番ができないというような、国のほうでも考えているわけですから、その時に一体どうしたらいいのかということです。例えば私が考えるのと、対策本部で考えるのは違うかもしれませんが、臨時のね保育士さんを有償ボランティア体制で作っておくとか、要請しておくとか、様々な形があると思うんですけども、これはあくまでも一つの例ですからね、そういう形で子どもをしっかりと支えていくと、ひとり親世帯を支えていくというようなことも検討すべきではないかというふうに思います。

もう一つは、休園になった場合に、保育士さん、正職員でない方が今多いですから、そういう方々の給与、これはどうやって補償していくのかということも考えていかなきゃいけないと思うんですが、この点についてはどういうふうに今、そういうことは考えられているんですか。予想されているんですか。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 本部のほうでちょっとその詳細なところまでというところのあれは把握はしておりませんので、こども課のほうでそのマニュアルがあるかとは思いますが、基本的にはそういったところまで担保ができるような形での雇用というような形で考えていかなければいけないところかなと思いますので、その部分に関してはちょっとこども課のほうとよく協議のほうをしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） こども課が直接関わっているんでしょうけども、そういうものはね、コロナ対策全体のことでありますから、いろんなことに関わって、一つの担当課では対処しきれないようなことにも広がっていくと思うんですよ。その例えば保育士さんの給料のね補償とか、こういうことを考えた時に、やっぱり対策本部で様々なことを想定しておく必要があるというふうには思うんですよ。是非、もしやってなければね、何かあった時に集まって、そのことについて対処することと同時に、様々なことが起き得るだろうということも想定しながら私はやっていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、是非検討していただきたいなと思っております。

そしてですね、次に自宅療養者のことではありますが、先ほども言いました。冒頭述べました。このコロナ感染第5波でね、これがずっと増え続けていると。しかも、その自宅にいる側に症状が急変して、次の日にはもう亡くなっていたというようなケースもあったそうであります。それは回復し

た方の話などを聞けばですね、保健所に電話してもつながらないとか、保健所に聞けばちゃんと電話したとかね、どっちが正しいのかというのは、わけのわからないようなことがあって、何をやってんだというふうに、そんなふうにも思ってしまうほどであります。この茨城県内でも自宅療養者が増えているというふうにも言われておりますが、どんな状況なのか、そして、大洗町はどのような状況なのか、この点を伺います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

コロナにかかれた方での自宅療養者の状況ということでございます。こちら、新聞報道などを見ますと、8月の時点で全国で約10万人ぐらいいらっしゃるといような数字が出されておりました。ただ、県内、特に茨城県におきまして各市町村、大洗町を含めてどのぐらいの自宅療養者がいらっしゃるかというところは、一切数字として明らかにはなっていないという状況でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 明らかにされていない。すると、大洗町でも今現在、自宅療養されている方がいるということも有り得ますよね。どれほどの不安でね、家族はどんな思いで暮らしているのかなというふうには思うんですが、そういうことからしてですね、厚労省は急遽、8月ですけども、この療養者のね情報を市町村に提供すると。提供して県と連携して自宅療養者を支援する、このことを行うようにということを通知をしているそうでありますが、このことは御存知だと思うんですが、どうですか。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

今まで県のほうで個人情報の保護、こちらを理由に市町村には情報の提供が無かったという状況でございます。先週末、金曜日あたりに新聞報道でも、市町村に情報の連絡をしているところが、ほとんど全国的に見ても少ないというような形の記事が載ったところでございます。

そういった状況のなか、8月末に、先ほど議員からもお話がありましたように、改めて市町村との連携というところで、そういったところの情報発信がなされたというところでございます。

こちら、改めまして私のほうで感染症対策課のほうに確認をさせていただきましたところ、現在、市町村との連携に向けまして、いろいろな法整理や条例と照らしての準備を進めていますというよう回答でございました。

今後に向けまして、そういったところの整備が進むというところを期待をしておるところでございます。町のほうとしましても県の体制が整うのを待っているような状況でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 県のねそういう方向性を示したということは、いいことですよね。個人情報がありますけども、緊急の場合ですね、生命、身体、財産、これを守るためには、例外的にね情

報提供してもいいというふうに、そういう条例になってますから、それに基づいたと思うんですが、大井川知事はね、常々そのスピード感を、決断力とかね、こういうことを強調しております。そういうことからしてですね、今、県がそういう方向にあるということであることを説明されましたが、これはスピード感、それこそ得意であるスピード感を発揮していただいてね、もらわないとならないと思うんですよ。保健所がもうそこまで手が回らない状況だということに、そのことの裏返しかもしれませんよね。ですから、それはいつ頃を目途にそういう体制を、連携を組むというような状況なんですか。わかってますか。

○議長（小沼正男君） 関副町長、宜しくお願いします。

○副町長（関 清一君） 今ほど議員からご質問いただいた件でございますけども、私どもも8月の中旬以降ですね、やはり第5波でかなり自宅療養者の方が増えているという一方で、町役場のほうに一切情報が来ないと。やはり保健所がかなり仕事が手一杯で、そういったケアができないという状況も聞いておりましたので、町長ともご相談した上でですね、町役場でそのやっぱり自宅療養者のケアというのはしっかりできるんじゃないかということで、県のほうにはそういう協力態勢はいつでもとれるよということの申し入れはさせていただいたところでございます。

ただ一方、課長が答弁申し上げましたように、やっぱり個人情報保護の観点で、なかなか情報が出せないという話が8月中に私どもに来ましてですね、それではやはり議員のおっしゃるように、事その住民の方の命がかかっていますから、そういったことをいつの場合じゃないんじゃないかという話は再三申し上げた結果、そういう経過のなかでですね国から通知も出たことも我々も知っておりますので、今おっしゃるようにスピード感というのは非常に大事でありますので、再度、県のほうに強く申し入れをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 大洗町のほうが事の重要性を認識してね、スピード感が県知事より早いんじゃないかというふうに思いますよ。是非これはね強く要請していくことが大事かと。昨日の新聞の記事見ると、つくば市がね、もう食料支援を始めるというようなことが新聞にも載りましたよね。つくば市は単独で保健所を持っていますから、そういうこともできるのかもしれませんが、町の町民にとってはね、町がそういう姿勢を示しているということが、やっぱり不安感を一つなくすということにつながるんで、是非頑張ってもらいたいと思っております。

さて、次はですね、学校のほうを伺いますね。

昨日夜、教育課よりも13日から24日まで休校措置をすることになったという連絡をいただきました。これは県からの強い要請を受けてのことのようではありますが、私もこれを受けてですね、安倍政権時の対応を思い出しました。全国一斉に休校ということで、いろんな批判もありましてね、陽性者がいないのに、少ないのに、なぜ休校しなきゃいけないんだというような、そういう県もありました。それがスピード感なのかということにしては、ちょっとおかしいなとは思うんですよ。

オンラインとプリント学習などの対応策をとると、これも非常に大事なことだと思うんですよ。何よりも子どもたちへの十分な配慮が求められていると思うんです。一旦学校が、2学期が始まって、

また休校と。そういう子どもたちにどのような点を留意してね、この2週間、向き合っていくのか、学校は向き合っていくのかということになると思うんですが、教育委員会では昨日の決断する上で、どういうふうに、どういう方向で行うのか、これは通告にありませんが、突然のことですので是非お願いします。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

昨日ですね、各議員さんのほうにご連絡させていただきましたとおりに、臨時休業期間をですね9月12日まで指定されたものがですね、9月13日月曜日から9月24日金曜日までということで延長となったということで報告をさせていただきました。これは県のですね考えのなかと、現在の感染状況を踏まえてというような判断でございますので、引き続きですね対応といたしましては、感染予防が大原則でありますけども、そのなかで登校はせずにオンライン学習であったりプリント学習を中心にですね学習を進めていただくというような形の対応を各学校のほうにはお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これもね、先ほど保育園の休園と同じようにね、ひとり親世帯とかね、学校が休校になることによって家庭内に一人子どもが取り残されると。そのなかで勉強しなさいということなんですけども、そういうことがあるから、これをやりましょうで済ましていいのかという、子どもの心の問題にどうやってふれ合っていくかということが大事だと思うんですけども、と同時に、もう一つは子どもの居場所ね、居場所、これも大事なかなと。もう学校には来ない、来なくていいと、そういうことでいいのかどうかということも考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、そのような具体的な対応策は考えておられないのか伺います。

○議長（小沼正男君） 教育長 長谷川馨君。

○教育長（長谷川馨君） 菊地議員の質問にお答えをさせていただきます。

昨日も坂本議員のほうにも、ちょっとコロナ関係で学校のほうをお話させていただいたと思うんですが、臨時休業という形でございますので、休校ではちょっとないということ、ちょっと頭の中に入れておいていただきたいんですが、まず一つはですね、学校のほうに来ないで家のほうでという形でございますけども、学校は休校して、先ほど菊地議員もあったように、保育所等や、それから学童さんはやっているということもあります。ですので、学校には来ないでいいながらもですね、ご家庭で一人で留守番をするということでは、これはしのびないというような形も含めて、午前中のほうはオンライン学習ということはしておりますが、学校のほうにも数名来ております。実質的に言いますと、小学生でいきますと、ほとんどオンラインという形にはなりますが、午後に学童さんがある子どもたちに関しては、学校のほうでオンラインの学習をタブレットを使いながら一緒に聞いているという状況で勉強はしております。学童ばかりではなくて、一人で孤立しながらという子も学校に来て、午後には帰るといった形をとっているということでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） わかりました。それで、その学童なんですけど、これも町民の心配の一つはね、学童が密になるんじゃないかというふうに思って、それこそ学校よりも、学校の教室よりもね、ちょっと心配だというような声もあるんですよ。こういう子どもの居場所にとっては必要不可欠な場なんですけども、この学童の在り方もね、ちょっとこれまでと同じでいいのかどうかというふうには、町民の不安の思いからすればね、どこか改善する必要があるというふうにも思いますが、その辺はどうなんですか。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

学童に関しましては、所管のほうがかども課にはなるところではございますけども、かども課のほうでもやはりその部分に関しましては大変心配される、危惧されるところでありますが、なるべくですねこの期間、家庭で子どもがみられるご家庭に関しましては、なるべくご家庭でお子さんをみていただく、あるいは学校に行っていたかというふうな形で、なるべく密にならないような形の考え方で対応をしております、同時に、学童のほうでもですね感染症対策、教室内での感染症対策を徹底した形で、両方の視点でですね対応しているという話を聞いてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それじゃあ、今はね通告外のこと、緊急のこと、伺ったんですが、通告に基づいて伺いますが、先ほども保育園の話がありましたが、クラスの中で陽性者が出た場合ですね、どのように対応するのかということですが、町の教育委員会の方針を説明してください。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 菊地議員のほうからのクラス内に陽性者が出た場合の対応というご質問でございます。

こちらですね出た場合、これまでの対応といたしましては、まずですね保健所の調査によりまして、まず濃厚接触者のほうを特定していただくこととなります。それによりまして学級閉鎖であったり、学年閉鎖、あるいは学校閉鎖等の判断のほうをおおぐ形となります。仮にですね濃厚接触者の範囲のほうで学級の判断となれば、その学級のほうでPCR検査のほうを早急に実施しまして、その結果が出るまでの期間のほうを学級閉鎖ということで対応をしております。

また、この範囲が同様に学年となればですね、PCR検査の結果が出るまでの期間、学年閉鎖という形で対応をいたしまして、その期間のほうは児童生徒の出席停止というふうな形で対応をとっているところでございます。

また、実例といたしまして申し上げさせていただきたいと思うんですけども、去る5月ですね、小学校の児童のほうから複数の学年にわたりまして8名の陽性者が確認されるという状況がございました。当時の対応といたしましては、まず早期にですね保健所と連絡を取りまして、濃厚接触者の特定をさせていただきました。この時ですね保健所の調査におきましては、濃厚接触者の特定はありませんでしたが、濃厚接触の疑いのある、心配のあるご家庭も当然でございますので、その心配のある、疑いのある全ての児童に対しまして、同様にですねPCR検査のほうを実施いたしまして、

その結果が出るまでの期間ですね学級閉鎖といたしまして、全ての児童生徒の、当時、陰性を確認をさせていただいたところです。

また、陽性者以外の児童の陰性は確認できましたが、当時ですね、大洗町全体において感染拡大が懸念される状況もございましたので、5月6日付の文書でですね、町長、教育長、連名のメッセージによりまして、人の流れを止め、感染拡大を防ぐ。また、子どもの命を守ることを最優先に、最悪を想定して取り組む。このような観点によりまして、さらに3日間の、これは学校閉鎖という対応をとりまして、当時の感染拡大を回避することができたのも、一つの実例でございます。

また、話が変わりまして、現在ですね小・中学校での感染者ですね、令和2年8月から令和3年8月まで約1年間ですね、8月23日現在の数字でございますけれども、総数で16人の感染者のほうを確認されてございます。また、この間ですね、学校内、教室内での濃厚接触者の特定の確認はされておられません。

このようにですね、これは早期対応を今まで実施しているということで、学校内での感染の広がりをですね事前に防いでいる、クラスターの発生を事前に抑えているというようなことが、ここで確認をとれた結果だと考えてございます。

またですね、今後の対応といたしましては、8月27日付、国のほうの通知によりまして、学校で感染者が確認された場合の対応ガイドラインが新たに示されました。このガイドラインを踏まえまして、現在ですね、保護者向けのコロナウイルス感染予防のための対応マニュアルのほうを町独自で作成をいたしまして、このマニュアル等を活用しながらですね学校と家庭の連携のもと、さらにですね徹底した感染症対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 学校の中で16名の感染者があったけども、その後ね、しっかりと早期この感染を防ぐ取り組みを行ったと。それは検査だと思っただけですね、検査。検査がやっぱり大きな役割を果たしているということだと思っておりますが、さて、そこでですね、今般、国のほうでは、この感染者のクラスターの発生等を防ぐという観点から、学校に対して抗原検査の簡易キットを配布するというふうに聞いておりますが、町ではこのことについてどういう取り組みを進めていくのか伺います。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

この簡易キットの配布に関しましては、8月26日付、文科省のほうから文書の通知がございました。今回配布されるキットにおきましては、まず、教職員のほうが使用することを基本に想定してございます。教員が急な体調不良を訴えた場合であったりとか、医療機関を受診することが原則となりますけれども、事情により直ちに受診ができない場合におきまして、このキットを使って検査することを想定してございます。また、児童生徒におきまして、登校時にですね体調不良を訴えた場合、すぐに帰宅することが困難な場合、また、医療機関を直ちに受診できない場合における補完的な対応といたしまして、小学校4年生以上の児童生徒は、保護者の同意を得た形でキットは使用

することができるかとされているものでございます。感染者のほう为学校内に発生した場合には、早期発見、対応が当然求められているところでございますけれども、こうした観点のほうから簡易かつ迅速に実施ができる抗原簡易キット、こちらを国のほうが無償配布を行うというような内容でございます。自治体規模に応じまして、そのキットの配布するのの割り当てのほうがございますけれども、大洗町のほうには既にですね6箱、1箱10キット入っているものでございますけれども、6箱既に申し込んでございまして、9月中にですね各小・中学校および幼稚園のほうに9月中に納品となる見込みでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 保育園、そして学校もね、本当にこのコロナ感染では十分な体制をとって、感染を防いでいくということが求められておましてね、本来の業務以外にも本当に苦労されていると思うんです。

今その抗原検査の簡易キット、これが6箱ですから10で60キットね、それが小・中、幼稚園というふうに配布されるようではありますが、それだけで十分なのかどうかということですよ。町独自で、この抗原検査の検査キットをもっと備蓄しておく。そして、例えば学童保育とかもね、こういうところにもしっかり置く必要があるというふうには思います。是非こういうことは、対策本部で検討していただきたいなというふうに思います。国からいただいたもので十分なのかどうかということを含めてやっていく必要があると思うんです。

またもう一つ、教育委員会においては、コロナの感染によって親子が長くうちの中にいるということで、児童虐待ということが心配だと。増えているということもいわれていますね。こういうことも含めて、よくよくこの児童の姿を見てですね、そういうことが起きないように早く、それこそ早く発見して対処するというようなことも求められているのではないかと思います。教師などへは、特にその検査をね定期的に、保育士さんも同じですけども、定期的に検査するということを考えれば、もっともっと検査キットを増やすというようなことが必要かと思いますが、このコロナの問題について町長はどう考えていますか。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 菊地議員からいろいろ現状認識をさせられる、そういうご質問、また、ご提言をいただきました。

今、副町長、先ほどお答えいたしましたけれども、私非常にジレンマがありますのは、ウイルスであれば見えないのは当然ですけども、誰が感染者なのかという、この個人情報保護法のいわゆる壁があって、なかなかその開示していただけないと。水戸とかつくばであれば、そういうふうに保健所があれば、それ対応できますけど、よく高橋市長が言ってるんですが、いわゆる感染源追っていくと。ですからそこで止めることができると、食い止め策が、止めることができるというか、止めることができるようなそういう手だてを打つことができますので、私どもだと、例えば50代の自営業なんて出ると、もう誰だ誰だと、どこの誰兵衛だっていうようなそんな、小さな町ですから憶測が出る話でありますし、また、非公表20代なんていうと、全く何をしていたかわからないと

こがありますので、これはしっかり情報開示、ですから保健所も逆にいえば、そのご本人に確認して今後のケアのために町に話していいのかなんとか、そういう本人の同意があれば個人情報保護の壁越えられますので、そういうことをしていただくようなことで、先ほど申し上げたようにしっかりと対応していきたいと思っています。

対策会議の中身でございますけども、これはしっかりいろんなところから、各課から意見を出して、菊地議員が今、学校の件で何かこう責任があるようで無責任というような、そういう内容の話をいただきましたけど、私もむしろそのとおりで、休校にしたり、各公共施設を全部閉鎖するっていうのは、もう簡単なんですよ。今のこういう社会情勢のなかでコロナを理由にすれば、ある意味何もやらないことって何でもできちゃうんですよ。イベントもそうですけど、もうやりません、中止。これについて抗弁できる人なんかいないんですよ。施設ももう、はい、やりませんったら。でも私どもは決してそうではなくて、どうやったらできるだろうとか、あとはその閉鎖したらどういう影響があるだろうかと。議員おっしゃるように、公共施設のなかでは、例えばパートで働いている皆さん方いますので、そういう皆さん方は普通の職員と違って、閉鎖すれば当然その時給を払うことがこちらできなくなってくるので、そんなことの影響とかいろんなこと影響を考えながら、どうやったら前向きに両立ができるかというのを考えながら私どもはこういう対策をしています。ですから、今回の学校の件についても、教育長はもう県と一緒にもうやり取りしながらですね、時にけんか腰になるぐらいの勢いで、子どもたちのことを考えながら、また、現状をしっかりと見据えた上で提言をしながら、私どもで最適なところへ落ち着いたかなと思ってます。休業だとか休校だとか、何か言葉遊びに終始しているところありますけど、選択で子どもたち、そして親が不安にならないように、ですから文書、昨日流させていただいた文書についても、もうできるだけその親御さん方が不安にならないように、そして、理解がしっかりとできるように、また、あらゆる選択肢があるようなことを、あらゆる選択肢というか皆さん方の一人一人の事情に応じた形で対応しますよというような、そういう先ほど来から申し上げているように、そういう痛みや思いに寄り添う形での文書づくりということにも配慮いたしておりますので、しっかりそういうところはこれからも肝に銘じてやっていきたいというように思っています。

また、抗原キットの件ですけども、これは当然菊地議員言われるように60じゃ足りませんから、今言われるように、学校、それから保育園、保育所、それから学童と、こういうことになりますから、そういうところにも、いざの際には、しっかりと機能するような、役割を果たせるような、そういう環境づくり、体制を構築するということは極めて重要でありますし、必要性があることから、しっかりその辺のところは配慮していきたいと思っています。

ただ問題は、このPCRも抗原検査もいろいろやればいいんですけど、予算が、財政的なものがあるのと、もう一つは、これ1回きりなんですよね。ここでやっても、また次、感染者と接触すれば、そこでまた、もう一回そこでチャラになりますから、あれを錦の御旗にしてしまうということも問題なんで、ですからこれは、いざ怪しいなと思う時とか、どうしても必要性に迫られる時とか、そういう時だけの使用に限ってですね、今のところはやっていきたいと思ってます。

ただ、ワクチンの接種がどんどん進んでおりますので、これに応じてまた社会情勢の変化とか、また、国のほうでも今後のロードマップ的なものを発信し始めましたので、これに応じて私どもも適宜臨機応変に、先ほど来からお褒めをいただいておりますスピード感を持った対応をしていきたいと思っておりますので、どうぞこれからもご指導のほどお願いしたいと思っております。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 時間がなくなってきましたのでね、次のテーマに移りますが、夕日の郷の隣接地に埋め立てを行っていますが、この埋め立て状況と活用の見通しをね、まず伺います。

そしてもう一つは、なぜあそこを埋め立てたのかと、その辺も伺います。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） それでは、菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初にですね、埋め立ての経緯でございますが、東日本大震災によりまして、当時は水田であったものがですね地盤沈下を起こしたためにですね、潮水が中に入ってくるようになってしまいました。これによりまして塩害が発生しまして、稲が作れないという状況がございましたので、それに伴ってですね耕作放棄地となってしまうということもあり、景観上もよろしくない。それから、冬場の火災が心配ということでですね、地域の方からですね、どうにかならないかというお話がございました。そのようななかでですね、東関東自動車道ですね工事残土がNE XCO東日本より出るというお話をいただきまして、処分先を探していたところですね、そこが適当であるという判断をいただきましたので、町のほうは当時の地権者ですね、山下地区の18名の地権者を集めまして、土の搬入の先としての了解、それから、農業振興、地域の活性化を目的にですね、農業公園の整備ということで、内容としてはキャンプ場であったり、バーベキュー場、農業体験施設としての活用に対して同意をいただいたところでございます。

それからですね、現状でございますが、昨年9月からですねNE XCO東日本によりまして土の搬入が始まりまして、本年の8月で土の搬入は完了しているというところでございます。

ただですね、台地から出る湧水を配水するためですね架設の水路を作ったり、盛り土のですね整地が進んだところでございます。水路ですが、架設ということもあって、雨が降った時の対応であったり、これから整地した部分の雑草の繁茂もありますので、これからのことも含めてですね、地域の皆様の方々と一緒になってですね協議をしているというところでございます。

それから、今後の在り方というところですが、夕日の郷松川としてですね、まず動いている部分がございます、これら都市と農村の交流、地域の活性化の施設として、まず動き出しているところでございます。直売所からスタートをいたしまして、平成29年からはですねキャンプ、それからバーベキューということで本格的に動き出したところでございます。

夕日の郷松川の協議会の皆様にはですね、運営に大変ご協力をいただいているというところでございますが、企業版ふるさと納税によりまして今般、2台のモバイルハウスを試験的に導入いたします。それを意欲的にですね活用していただけるということで、これらの推移、成果を見ながらですね今後の展開を進めていきたいというふうに感じてございます。

また、キャンプのほうもですね大分好評で動いているところでございますが、協議会の皆様もですね、専門家ではないということもありますので、ノウハウのある民間企業によります運営等もですね考慮して、地元の皆さんと今後どう関わっていくかというのがですね大きな課題であり、協議をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 時間が本当になくなってきたんですが、そういう流れでね、あそこをキャンプ場等に活用したいということで、議会にもそういう説明があって、それならいいんじゃないかと、非常にロケーションがいいということもありますし、現在の夕日の郷にもキャンプ場がありますけれども、盛況でね好評だと。ところが狭すぎますよね。狭すぎて、どうもキャンプ場らしい雰囲気かね、のびのびとできるというような環境ではないということで、あそこがもっともっと広い環境になればね、素晴らしいキャンプ場になると思うんですよ。ところが、今ね、あそこどうもキャンプ場ということで進んでいるのかどうかという、どうもそういうふうに見えないというような、そんな話も伺っているんですけども、これ、町長、あそこをキャンプ場として活用するという、そういう方向性は定まっていないんですか、今の。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 有田課長から申し上げたとおりであります。前町長時代に県の仲介があつて、民間大手があそこへ参入したいというような話が幾つかあつたそうですが、どれもうまくいきませんでした。公設民営であるとか、公設公営とか、民設民営とか、いろんな方法論があるかと思えますけれども。今、キャンプブームですから、私どもそういうもし動きがあれば、できるだけ町として財政負担がない形で民間がやってくれば、一番これがベストでありますので、そういうことも求めながら、今、コロナですから、なかなかここで動いていってもうまくいかないですし、マーケティングしても、それがしっかりと反映したものになるかどうかはわかりませんので、そういうことをいろいろ見据えながらやっていきたいなと思っておりますので、また、地元の関わり、地元の皆さん、本当によくやっていただいておりますので、そういう皆さん方の思いも大切にしていかなければならないということもありますから、今度、試験的に二つほど企業版ふるさと納税で受けて、あそこへ置いていただいて、そして地元の皆さんが関わってやって、地元の皆さん方が完結できれば、これが一番収益へってやれば一番いいんで、そういうことも試験的にやっていただく。そして、残りの部分については、今申し上げたように、企業なんかのこれから引き合いとかいろんなこと、ちよくちよくそういうお話もありますので、そういう方々が主体的にやっていただくということが一番ベストだと。だから、町としてあそこへ財政投資をしてやるということの、今まだそういう環境には整っておりませんので、町であそこを何かやってやるということには、今のところ財政的に例えばふるさと納税が、もう50億とか30億とか、そんなのボーンと来てやれるという環境であればできるかもわかりませんし、また、しかしながら、その先の今度はランニングコストということも考えなければなりませんので、できれば今申し上げたように民間の皆さん方が、もう少し落ち着いてくると本当に実情を反映できるような、見通しが立つような、そういうマーケティングもできる

と思いますので、そんなことを見据えながら、私どもではウエルカムな姿勢でまずは待っていただいて、それでもやっぱり地元の皆さん方との調整、そして行政として、公として、どこまで責任を負うのかとか、そういう責任体系、それから財政投下とか、そんなことも考えながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 埋め立てたから来年からすぐ活用できるっていう状況ではないらしいですよ。2年か3年か、あるいは4年かわかりませんが、数年あの土地を活用するのに時間がかかるということでありまして、地域の活性化ということで当初の土地提供者もね、そういうキャンプ場などの活用ということで理解をしていただいたということで、そういう方向でね、来年からはできないけども、そういう方向で流れていくということで理解して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

◎休会の件

○議長（小沼正男君） 日程第3、休会の件についてお諮りいたします。総務常任委員会審査および議事整理のため、9月10日から15日までを休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、9月10日から15日までを休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、9月16日午前9時30分から行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午前11時30分